

資産等報告書に関する 審 査 報 告 書

(令和 7 年 6 月 13 日及び 7 月 16 日付け
審査依頼)

令和 7 年 8 月 29 日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により資産等報告書の提出が義務付けられている当該職に就いた市議会議員（以下「新人議員」という。）、同条第2項の規定により資産等報告書の提出が義務付けられている令和7年1月1日に在職している市長、副市長2名、教育長及び市議会議員（以下「議員」という。）22名並びに同条第3項の規定により資産等報告書の提出が義務付けられている当該職を退いた副市長（以下「元副市長」という。）は、資産等報告書を市長、副市長、元副市長及び教育長（以下「市長等」という。）にあっては市長に、新人議員及び議員（以下「議員等」という。）にあっては議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、市長等及び議員の資産等報告書を6月14日に、新人議員の資産等報告書を7月16日に市長より受け取り、審査を求められた。

2 審査の経過

令和7年7月28日及び8月29日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 7月28日（月） 資産等報告書の審査

第2回 8月29日（金） 審査報告書の検討及び作成

3 審査の内容及び結果

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長等及び議員等が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、条例等（条例、国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号。以下「市規則」という。）、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理

に関する規則（平成14年教委規則第5号。以下「教育委員会規則」という。）及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号。以下「議会規程」という。）をいう。）の規定及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、市長等及び議員等の資産等報告書の審査を行った。

その結果は、以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中「(1) 資産等」に関する部分

不明確な記載は認められなかった。

(2) 資産等報告書中「(2) 収入、贈与等」に関する部分

不明確な記載は認められなかった。

(3) 資産等報告書中「(3) 税等の納付状況」に関する部分

不明確な記載は認められなかった。

4 審査会の指摘及び要望事項

資産等報告書の審査に当たり、平成14年度の審査会設置以来、審査を行いやすくするために工夫すべき点、条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を審査会の指摘・要望事項として提言を行い、令和6年度は8項目の提言を行った。

地方公共団体における市長等の資産の公開については、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号。以下「資産公開法」という。）第7条の規定により設置された条例において、対象を首長に限定し、報告書の閲覧についてのみ定める自治体が多数である中、国分寺市は、条例の制定以来、議員、副市長及び教育長の資産等についても公開の対象とするとともに、提出された報告書について本審査会の審査に付すことを義務付けるなど、政治倫理の確立のため独自の取組を実施してきた。これらの取組における、改善すべき点等について以下の提言を行う。

市長等及び議員等におかれては、条例の目的を尊重し、十分検討していただきたい。

- (1) 「(1) 資産等」のうち「ア 土地」から「ウ 建物」までの項目については、固定資産税の課税標準額及び共有の場合についてはその持分を記載することとしている。しかし、共有により不動産を所有する場合は、課税標準額は必ずしも資産の実態を表す指標とはならない。資産等報告書が市民の閲覧に供されることも踏まえれば、より分かりやすい表記が望ましく、持分対応額（課税標準額に持分割合を乗じた金額をいう。）を併記するなど、資産等報告書に記載する事項の追加について検討を求める。
- (2) また、更なる透明性の向上を図るため、「(1) 資産等」のうち「ア 土地」から「ウ 建物」までの項目についても、有価証券その他の項目と同様に、譲渡又は取得を行った場合は、その価格を資産等報告書の記載事項に加えることについて検討を求める。
- (3) 「(1) 資産等」のうち「エ 預金・貯金」については、審査会の平成14年度から平成16年度までの3年続けての提言を受け、平成17年度から定期預金・貯金に加え、1口座につき1,000,000円を超える定期預金・貯金以外の預金・貯金を報告事項に含める改正を行ったことは評価するものである。しかし、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的に鑑みれば、報告の対象を1口座ごとの金額により限定する意義は乏しい。資産の状況の把握がより厳格になされるために、預金・貯金については、所有する全ての預金・貯金の総額を開示し、かつ、その証明書類を添付することを改めて求める。
- (4) 社会情勢の変化等により暗号資産等金融商品が多様化している現在において、資産の状況を的確に把握できるよう、資産等報告書に記載する事項

の拡大を求める。

- (5) 例年、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合において、資産等報告書及び添付資料の内容からその経緯に確認が必要な点があるときは、審査会からの照会により、対象となる者に事実の説明を求めてきたところである。市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨に鑑みれば、また、審査会における資産等報告書の審査を円滑に行うという観点からも、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合は、資産等報告書その他の書類においてその経緯が明らかにされることを求める。
- (6) 資産公開法を基準として定められた資産等報告書の記載項目については、いわゆるフロー・ストックの観点において対象者の資産、所得等を網羅的に把握する機能を果たしているとは必ずしも言えないため、更なる取組として、これらの視点を取り入れた資産等報告の在り方について検討することを求める。
- (7) 資産等報告書に添付する資料について、市規則、教育委員会規則及び議会規程（以下「規則等」という。）上その範囲が明確でないものがあること又は規則等で資産等報告書に添付すべき資料として規定されていないことから、資産等報告書に記載する事項であっても、その根拠となる資料の添付がないものがある。資産等報告書に添付する資料について、検討することを求める。
- (8) 資産等報告書の提出期限後に、誤記等を理由に訂正届が提出されている。条例第5条第7項の規定により資産等報告書が提出期限の日から15日以内に市民の閲覧に供されることに鑑みれば、資産等報告書の作成に当たっては細心の注意を払い、正確に記載することを求める。

上記のとおり、資産等報告書の審査について、審査会の指摘・要望事項として提言を行うものであるが、審査会設置から20年余りが経過し、その間社会情勢は大きな変化を遂げていることに鑑みれば、資産等報告のあり方そのものについて見直すべき時期に来ているのではないかと考える。

5 審査会委員

職 名	氏 名	職 業
会 長	清 水 裕 二	弁 護 士
副会長	福 川 裕 徳	大 学 教 授
委 員	相 澤 愛	弁 護 士
委 員	相 良 綾 子	行 政 書 士
委 員	藤 本 悟 史	税 理 士